

令和6年度 集 団 指 導 資 料(指導監査課)

※該当サービスに印が付いている資料は必ず確認してください。

△……経過措置

サービス種別 資料		ページ数	訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	居宅 療養	通所 介護	通所 リハ	短期 生活	短期 療養	特定 施設	用具 貸与	用具 販売	福祉 施設	保健 施設	医療 院	定期 巡回	夜間 訪問	地域 通所	認知 通所	小多 機	G H	地域 施設	看多 機	居宅 支援	予防 支援
1	事業所又は施設の運営及び報酬請求について	P1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	申請及び届出の手続き等について	P2～P5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	電子申請・届出システムについて	P6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	休止中の事業所の指定更新について	P7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	管理者の兼務について①	P8～P9	○	○	○			○		○		○	○	○				○	○	○	○	○	○		○		
6	管理者の兼務について②	P10													○	○	○							○			
7	管理者の兼務について③	P11～P12																								○	○
8	身体的拘束等について	P13～P14	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○			○	○	○
9	業務継続計画の策定及び業務継続計画未策定減算について	P15～P16	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	虐待の防止及び高齢者虐待防止未実施減算について	P17～P18	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	協力医療機関について	P19～P21										○			○	○	○						○	○			
12	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(例:生産性向上委員会)について	P22～P23								○	○	○			○	○	○					○	○	○	○		
13	福祉用具・用具販売について	P24～P25											○	○												○	○
14	今回の改定での変更事項等	P26～P27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	報酬改定での変更事項等(居宅)	P28～P33		○	○					○								○								○	
16	報酬改定での変更事項等(施設)	P34～P35									○	○			○	○	○						○	○			
17	栄養ケア・マネジメント及び栄養管理未実施減算について	P36～P37													○	○	○							○			

凡 例

①資料中、サービス種類については次の略称を使用しています

略称	サービス種類	略称	サービス種類
訪問介護	訪問介護	福祉施設	介護老人福祉施設
訪問入浴	(介護予防)訪問入浴介護	保健施設	介護老人保健施設
訪問看護	(介護予防)訪問看護	医療院	介護医療院
訪問リハ	(介護予防)訪問リハビリテーション	定期巡回	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
居宅療養	(介護予防)居宅療養管理指導	夜間訪問	夜間対応型訪問介護
通所介護	通所介護	地域通所	地域密着型通所介護
通所リハ	(介護予防)通所リハビリテーション	認知通所	(介護予防)認知症対応型通所介護
短期生活	(介護予防)短期入所生活介護	小多機	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
短期療養	(介護予防)短期入所療養介護	GH	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
特定施設	(介護予防)特定施設入居者生活介護	地域施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
用具貸与	(介護予防)福祉用具貸与	看多機	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
用具販売	特定(介護予防)福祉用具販売	居宅支援	居宅介護支援
		予防支援	介護予防支援

②資料中、次の通知を「解釈通知」としています。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

資料1

事業所又は施設の運営及び報酬請求について

介護保険サービスの運営及び報酬請求については、右記のように、法令等により定められています。

各事業者は、法令等を遵守した事業所又は施設の運営を行う必要があります。また、介護保険法令等以外の法令等についても遵守する必要があります。

また、介護サービスの報酬についても、各事業者が法令等を確認して、正しい請求を行う必要があります。

今般、事業者の負担軽減を目的として、国において、提出書類及び添付資料の見直しが行われ、佐世保市においても、様式及び添付資料について見直しを行ったところです。

このため、これまで以上に運営及び報酬請求については、事業者の責務として、法令等の確認を十分に行い、適切な運営及び報酬請求となるようにしてください。

例：短期入所生活介護

法	介護保険法	
施行令	介護保険法施行令	
施行規則	介護保険法施行規則	
条例	佐世保市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
告示	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準など	
通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について【解釈通知】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
	リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組についてなど	
	令和6年度介護報酬改定に関するQ&Aなど	

資料 2

申請及び届出の手続き等について

1 各種手続きについて

(1) 指定(更新)申請、変更届、体制届などの申請及び届出等については、現在、メールによる提出を推奨しています。メールでの提出が困難な場合や、メールで送付できない書類については、郵送又は窓口での提出も可能です。

(2) メールにて提出する際の件名は、「件名(サービス名)」としてください。また、差替の場合は、「(差替)件名(サービス名)」としてください。

(記入例)

「指定更新(訪問介護)」、「変更届(居宅介護支援)」、「体制届(認知症対応型共同生活介護)」、「(差替)指定更新(訪問介護)」など。

※メールの件名は、(介護予防)を省略しても構いません。

(3) メールにて提出する際は、当課に届け出ているメールアドレスから送付してください。なお、当課より全事業所宛にお知らせすべき案件がある場合、各事業所より届出があっているメールアドレスを使用しますので、変更する場合は速やかにご連絡ください。

(4) 令和4年度から下記のとおりメールアドレスを変更しています。まだ、誤ったメールアドレスに送付される事業所が見受けられますので、必ず確認し、お間違いのないよう提出してください。

(提出先)指導監査課介護班

○ sidou-kai@city.sasebo.lg.jp

× sidouk@city.sasebo.lg.jp

- (5) 各種手続きにかかる様式や添付書類については、佐世保市ホームページに掲載しています。内容については、随時見直しを行っておりますので、提出する際は、必ず最新の内容を確認し、必要な書類のみ提出してください。
- 特に、今年度においては、国より、介護分野の文書に係る負担軽減のため、介護保険法施行規則において厚生労働大臣が定める様式により行うものとされたため、各種様式や添付書類を大幅に変更していますので必ず確認し、提出してください。

HP 掲載場所：ホーム⇒事業者の方へ⇒介護・高齢福祉⇒指定・変更等の届出

- (6) 各種加算の算定要件については、常に確認し、要件を満たさないことが明らかになった場合は、速やかにその旨を届出てください。特に年度が変わる際は、引き続き加算の算定要件を満たしているのか必ず確認してください。後日、算定要件を満たしていないことが判明した場合は、過誤調整等による返金が必要となります。
- (7) 特に注意いただきたい箇所について、次に掲載しておりますので確認してください。
- ・ (共通)各種届出にあたって、不要な書類を添付している。
→手続きに係る負担軽減のため、随時添付書類の見直しを行っておりますので、最新の添付書類一覧を確認してください。
 - ・ (共通)旧様式を使用している。
→各種様式については、必ず最新の様式で提出してください。(特に今年度は大幅に変更されています。)
 - ・ (共通)事業所名やサービスの種類が正しく記載されていない。
→特に介護予防の記載がないケースが散見されます。
 - ・ (変更届)変更の届出を行っていない。
→届け出るべき項目は、HP の提出書類一覧に掲載していますので、確認し、漏れなく届け出てください。
 - ・ (変更届)「付表」の全ての項目に記載している。
→事業所欄と変更があった事項の欄のみの記載で構いません。

- ・(変更届)各種添付資料の記載内容に、整合性がない。
→特に、従業者数において、付表、勤務表、運営規程の人数が合わないケースが散見されます。
- ・(体制届)「体制等状況一覧表」において、届出と関係がない項目にチェックし、その部分が誤っている。
→届出と関係のない項目のチェックミスが散見されるため、変更する項目のみチェックすることで差し支えありません。

(8) 以下の届出についての提出先は長寿社会課となりますので、確認のうえ提出してください。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業、第1号通所事業)に係る届出
⇒長寿社会課庶務係
- ・介護職員等処遇改善加算に係る届出に係る届出(計画書等も含む)
- ・介護保険法に基づく業務管理体制の届出
⇒長寿社会課介護保険係

2 質問について

介護保険サービスについて質問がある場合は、メールにて提出してください。なお、質問内容に応じて下記のとおり担当課が分かれております。質問に対する回答については、内容や受付状況により、時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

HP 掲載場所:ホーム⇒事業者の方へ⇒介護・高齢福祉⇒事業者へのお知らせ⇒介護保険事業サービスに関する質問票等の取扱いについて(お願い)

○長寿社会課⇒・介護保険制度全般に関すること

・加算、減算を含む介護報酬請求に関すること

・個別の介護保険サービス利用に関すること

(提出先)長寿社会課:careplan@city.sasebo.lg.jp

○指導監査課⇒・指導監査に関すること

・指定及び変更等の届出に関すること

・事業所の運営及び人員等の基準解釈に関すること

(提出先)指導監査課(介護班):sidou-kai@city.sasebo.lg.jp

3 窓口への来庁について

各種相談等、来庁が必要な場合は事前予約をお願いしております。予約なしで来庁される場合、対応できない場合がありますので、必ず事前予約のうえ、ご来庁ください。

4 電子申請・届出システムについて

電子申請・届出システムについては、資料 3 をご覧ください。

本システムの利用開始後は、各種届出について、原則、本システムにて行っていただくこととなりますが、当面は、やむを得ない事情がある場合、従来の方法でも届出が可能となっています。

今後、本システムの導入によって、上記の各種手続方法についても変更する可能性があることから、HP に掲載している内容について、随時、確認していただきますようお願いします。

資料3

電子申請・届出システムについて

電子申請・届出システムは、厚生労働省が行う介護分野の文書に係る負担軽減の取り組みです。電子申請・届出システム(以下、本システム)利用開始後は、原則としてシステムを用いて申請や届出を行うことになります。

但し、当面の間、やむを得ない事情により本システムによる申請ができない場合、従来の方法(窓口・郵送・電子メール)でも届出が可能となっています。

佐世保市では、**令和 6 年 10 月 1 日**から電子申請・届出システムによる受付開始を予定しています。

※審査手数料の納付が必要な申請について～本システム開始後は、申請の入力を確認後、納付書を発行しますので納付してください。

●電子申請・届出システムの利用等について

市ホームページの「介護事業所電子申請届出システム」をご覧ください。(内容は適宜、更新されます。)

(ホーム > 事業者の方へ > 介護・高齢福祉 > 指定・変更等の届出 > 介護事業所電子申請届出システム)

当該サイトには、「電子申請・届出システムの概要」、「システム利用について必要なもの」「デモ環境」等を掲載しています。

資料4

休止中の事業所の指定更新について

これまで佐世保市では、休止中の事業所の指定更新について、概ね1年以内の再開計画がある場合には指定更新を認めていました。

しかし、介護保険法に定める欠格条項に該当することから 休止中の事業所は指定更新を受けることはできないと考えられます。

(例) 居宅サ-ビスの場合・・・介護保険法第70条の第2項第2号

第70条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

第2号 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

◎今後は介護保険法の規定に基づき休止中の事業所の指定更新を受け付けないこととします。

◎休止中の事業所の指定更新を認めてきた経緯を踏まえ、一定の周知期間を設け、令和7年4月1日以降に指定更新日を迎える事業所を対象に、この取り扱いを実施します。